

審議会等の会議の公開等に関する指針（概要）

平成20年2月5日制定

1 目的

県の施策立案・行政執行上重要な審議会等の審議状況を公開し、開かれた県政を推進

2 対象となる審議会等の範囲

- (1) 法律や条例の規定に基づき設置された審議会等
- (2) 県民の意見を反映させることを目的として要綱等により設置された委員会等

3 会議の公開等

- (1) 審議会等の会議は原則公開（第2条）
- (2) 一定事由に該当する場合、理由を明示して非公開にできる（第3条第1項、第2項）

会議を非公開にできるのは、次のような不開示情報の審議等を行う場合

- 個人情報（氏名、生年月日、思想・信条、職業、所得、家族状況、親族関係）
- 法人等の円滑な事業活動が損なわれ、社会的信用を低下するおそれのある情報（生産等ノウハウ、運営方針、人事、財務、労務管理等の情報）
- 法令等で目的外使用や公開が禁止され、また、守秘義務の対象にされている情報等
- 犯罪の予防等に関する情報
- 会議を公開し、又はその情報を公にすることにより率直な意見交換が損なわれる等のおそれがある場合
- 公正・円滑な事務事業に支障を及ぼすおそれがある情報（監査・取締り、租税の賦課徴収、契約・争訟、人事管理等）

- (3) 公開の方法等（第4条、第5条、第6条）
 - ・傍聴を認めることにより公開
 - ・審議会等は、傍聴の手続や遵守事項を記載した傍聴要領を制定
開催日1週間前までに、日時、場所、議題、公開・非公開、傍聴定員等を周知
開催後1週間以内に会議資料・会議結果を公表し、30日以内に会議録を公表

4 審議会等の基本情報の公表等

毎年4月1日現在における審議会等の基本情報を公表（第7条）

基本情報…名称、設置根拠、設置年月日、所掌事項、委員数、
委員公募制の採用・不採用の別、委員の職業・氏名及び任期等
基本情報に変更を生じた場合も速やかに公表

5 周知・公表の方法等

- ・公開等指針に係る周知・公表は、県ホームページへの掲載により行う
- ・掲載期間は1年